

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間
公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書

令和5年12月

浦添市土地開発公社
那覇港管理組合

はじめに

本図書は、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、条例第 77 号）第 5 条の規定に基づき作成した「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」である。

なお、本方法書に係る手続きは、平成 24 年 11 月 28 日付けで公告した「那覇港浦添ふ頭コースタルリゾート地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書」について、令和 5 年 3 月の那覇港港湾計画改訂に伴い対象事業の内容が変更されたことから、沖縄県環境影響評価条例第 25 条に基づき実施するものである。また、同港湾計画の改訂に伴い、事業名称についても「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」に変更する。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。

＜ 目 次 ＞

第1章 事業者の氏名及び住所等	1-1
1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.2 対象事業の名称	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.2.1 対象事業の種類	2-1
2.2.2 対象事業実施区域	2-1
2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項	2-4
2.2.4 対象事業に係る工事計画	2-7
2.2.5 対象事業計画の検討経緯（港湾計画）	2-10
2.3 その他の対象事業の内容に関する事項	2-13
2.3.1 環境保全に係る基本的な考え方	2-13
2.3.2 牧港補給地区跡地利用計画	2-17
2.3.3 那覇港湾施設の移設に関する経緯について	2-19
第3章 対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる 地域の概況	3-1
3.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	3-1
3.2 地域特性	3-3
3.2.1 社会的状況	3-3
3.2.2 自然的状況	3-83
第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4.1 環境影響評価の項目	4-1
4.1.1 事業特性と地域特性	4-1
4.1.2 影響要因及び環境要素の抽出	4-3
4.1.3 環境影響評価の項目の選定	4-4
4.1.4 選定理由	4-6
4.2 調査及び予測の手法	4-8
4.2.1 大気質	4-9
4.2.2 騒音	4-13
4.2.3 振動	4-18
4.2.4 水象	4-23
4.2.5 水の汚れ	4-29
4.2.6 赤土等による水の濁り	4-34

4.2.7 底質	4-38
4.2.8 地形	4-43
4.2.9 陸域生物	4-46
4.2.10 海域生物	4-54
4.2.11 海域生態系	4-68
4.2.12 景観	4-71
4.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場	4-75
4.2.14 歴史的・文化的環境	4-78
4.2.15 廃棄物等	4-81
4.2.16 温室効果ガス等	4-82
4.3 評価の手法	4-84
4.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価	4-84
4.3.2 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性...	4-86

第 1 章 事業者の氏名及び住所等

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 浦添市土地開発公社
代表者の氏名 : 浦添市土地開発公社 理事長 新垣 剛
主たる事務所の所在地 : 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

事業者の名称 : 那覇港管理組合
代表者の氏名 : 那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕
主たる事務所の所在地 : 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号

なお、本埋立事業は、交流厚生用地、交通機能用地の埋立てを浦添市土地開発公社、交流厚生用地（マリーナ用地）、緑地、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）、公共用地の埋立てを那覇港管理組合がそれぞれ事業主体として実施し、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続きは、浦添市土地開発公社が代表して行う。

(質問等を受け付ける担当部署)

浦添市土地開発公社 事業係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

TEL. (098) 876-1234 (代) 内線 2712

FAX. (098) 877-0543

1.2 対象事業の名称

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業

第 2 章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

那覇港は、沖縄県の物流、人流をはじめ多様な機能を有する国際及び国内海上輸送網の拠点として、沖縄経済の発展に重要な役割を果たしている。

「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」（以下、「本事業」という。）は、令和 5 年 3 月に改訂された那覇港港湾計画に基づき、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間を創出することを目指しており、マリーナ用地、宿泊施設、商業施設、海洋緑地が位置付けられている。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

対象事業の種類は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業であり、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日、沖縄県条例第 77 号）第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める事業に該当する。

2.2.2 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、埋立てを行う区域（以下、「埋立事業実施区域」という。）で、沖縄県浦添市西洲 3 丁目の地先公有水面である（図 2.2.1 及び図 2.2.2）。



图 2.2.1 对象事業実施区域位置図

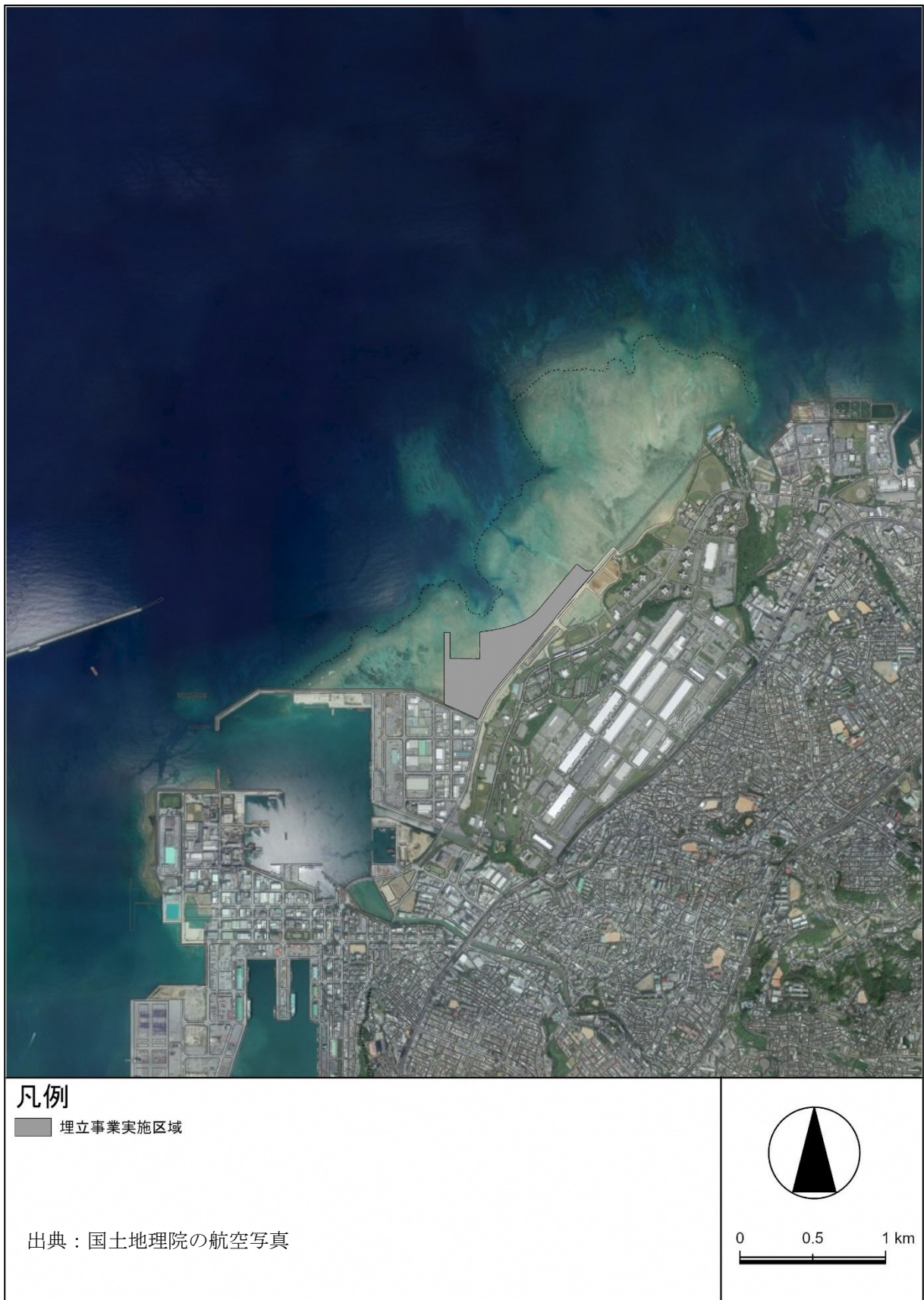


図 2.2.2 対象事業実施区域周辺の航空写真

2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項

(1) 対象事業の規模

対象事業の規模は、埋立面積約 32.2ha（浦添市土地開発公社：約 22.5ha、那覇港管理組合：約 9.7ha）である。

(2) 対象事業の内容

1) 土地利用計画

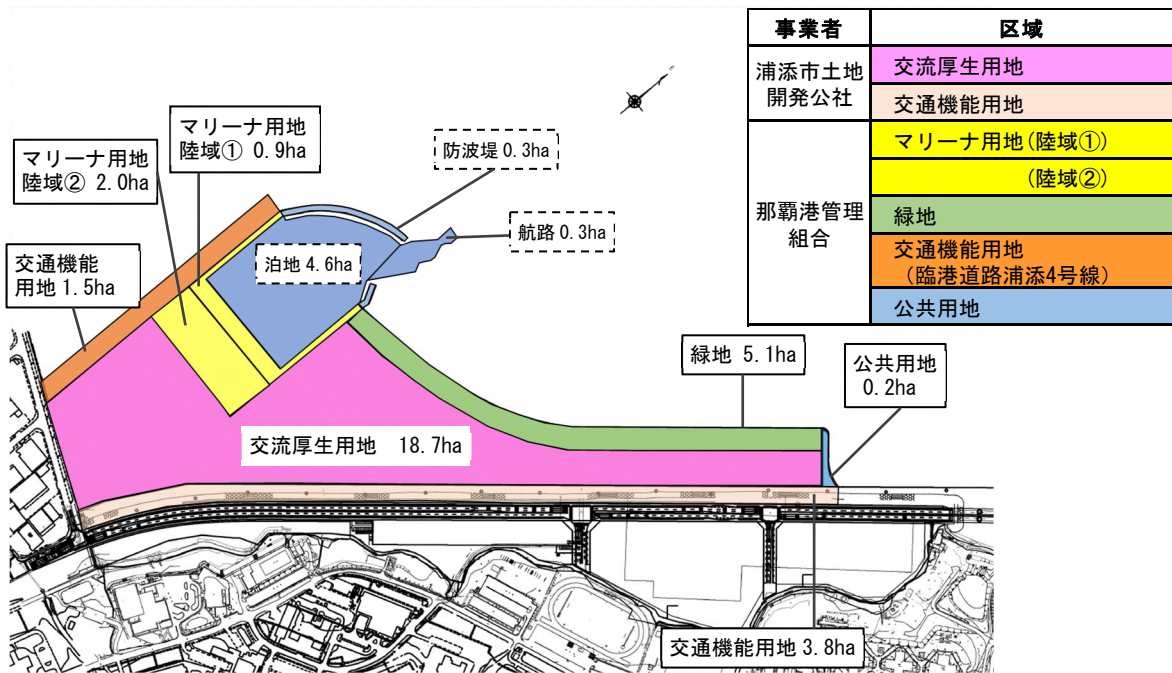
本埋立地の土地利用計画は、浦添市土地開発公社が事業者となる交流厚生用地（約 18.7ha）、交通機能用地（約 3.8ha）の計約 22.5ha と、那覇港管理組合が事業者となる交流厚生用地（マリーナ用地）（陸域①約 0.9ha、陸域②約 2.0ha）、緑地（5.1ha）、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）（約 1.5ha）、公共用地（約 0.2ha）の計約 9.7ha の合計約 32.2ha である。

土地利用計画（案）は、表 2.2.1、図 2.2.3 に示すとおりである。

表 2.2.1 土地利用計画（案）

用 途	面 積	備考（事業者）
交流厚生用地	約 18.7 ha	浦添市土地開発公社
交通機能用地	約 3.8 ha	浦添市土地開発公社
交流厚生用地 （マリーナ用地）	陸域① 約 0.9 ha 陸域② 約 2.0 ha	那 覇 港 管 理 組 合
緑地	約 5.1 ha	那 覇 港 管 理 組 合
交通機能用地 （臨港道路浦添4号線）	約 1.5 ha	那 覇 港 管 理 組 合
公共用地	約 0.2 ha	那 覇 港 管 理 組 合
合 計	約 32.2 ha	—

注：上記面積は、埋立面積となり、別途、海域改変区域として、那覇港管理組合が実施する交流厚生用地（マリーナ用地）に係わる防波堤（約 0.3ha）、マリーナ水域の浚渫（約 4.9ha）が加わる。



※ 交流厚生用地（マリーナ用地）の陸域②は、おおよその位置を示しており、今後変更があり得る。

図 2.2.3 土地利用計画図（案）

(ア) 交流厚生用地

世界から選ばれる持続可能な観光地を形成するため、浦添の自然環境を活かすとともに、牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点の形成を図る親水レクリエーションゾーンとして、交流厚生用地を約 18.7ha 整備する。

(イ) 交通機能用地

港湾と背後地の連携を図るとともに、各ふ頭間の円滑な交通を確保するため、交通機能用地を約 3.8ha 整備する。

(ウ) 交流厚生用地（マリーナ用地）

県内外のプレジャーボート保管や発着・周遊の需要を取り込むとともに、マリーナを軸としたサービス等を展開することにより、高付加価値な都市型海浜リゾートの形成や市民・県民にとっての快適環境都市における玄関口及びレクリエーションの場の創出を図るために、マリーナを拠点として、背後にクラブハウスやショッピング施設を配置する交流厚生用地（マリーナ用地）を約 2.9ha 整備する。

なお、交流厚生用地（マリーナ用地）に係わるマリーナ水域の諸元は、表 2.2.2 に示すとおりである。

表 2.2.2 マリーナ水域諸元（案）

対象船舶	モーターボート・クルーザーヨット：160 隻（収容隻数） 大型プレジャーボート：2 隻（ビジター艇） 港内交通船：1 隻（ビジター艇）
浚渫規模	約 4.9ha（泊地 約 4.6ha、航路 約 0.3ha）（水深 約 4.5m）
航路	幅員 50m（水深 約 4.5m）
防波堤	約 0.3ha（延長 約 230m、約 30m）
係留施設	小型栈橋：4 基

(エ) 緑地

マリーナやクルーズ岸壁から来訪する旅客の快適性・満足度の向上、リゾート空間の魅力向上を図るとともに、市民に開かれた水辺空間の形成、ふれあい場の確保、散策・くつろぎの場の確保を図るため、海洋緑地を約 5.1ha 整備する。

表 2.2.3 緑地諸元（案）

海浜	延長 約 850m
緑地	面積 約 5.1ha
用途	レクリエーション

(オ) 交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）

マリーナと背後地の連携を図るとともに、各ふ頭間の円滑な交通を確保するため、交通機能用地（臨港道路浦添 4 号線）を約 1.5ha 整備する。

(カ) 公共用地

公共用のために必要な用地を確保するため、公共用地を約 0.2ha 整備する。

2.2.4 対象事業に係る工事計画

(1) 施工方法

本埋立てに関する工事は、護岸工事及び埋立工事である。

護岸工事では、汚濁防止膜を設置した上で、基礎工として捨石の投入均し後、被覆石の投入均しにより護岸を施工する。

埋立工事では、護岸を造成した後、護岸工事の進捗に応じて、本事業で発生する浚渫土や公共残土、購入海砂等を含む約 135 万m³ の土砂投入により埋立てを行うこととし、地盤改良等の地形・地質の改変を伴う工事は予定していない。

本事業に用いる資機材運搬車両の走行ルートは図 2.2.4 に示す案を検討中である。石材、浚渫土、購入砂等は、近隣の港湾施設まで海上搬入を行い、陸揚げ・仮置き後、ダンプトラックで埋立事業実施区域に搬送する予定である。また、石材の一部、公共残土は陸路にてダンプトラックで埋立事業実施区域に搬送する予定である。

本埋立事業の工事期間としては、着工後約 7 年を予定している。

(2) 埋立用材

埋立用材については、以下のとおりである。

なお、埋立用材は沖縄本島内からの調達を想定している。

表 2.2.4 埋立用材（案）

用途	埋立用材の種類	備考（事業者）
交流厚生用地	浚渫土 公共残土 購入砂	浦添市土地開発公社
交通機能用地		
交流厚生用地（マリーナ用地）	浚渫土 公共残土 購入砂	那覇港管理組合
緑地		
交通機能用地（臨港道路浦添4号線）		
公共用地		

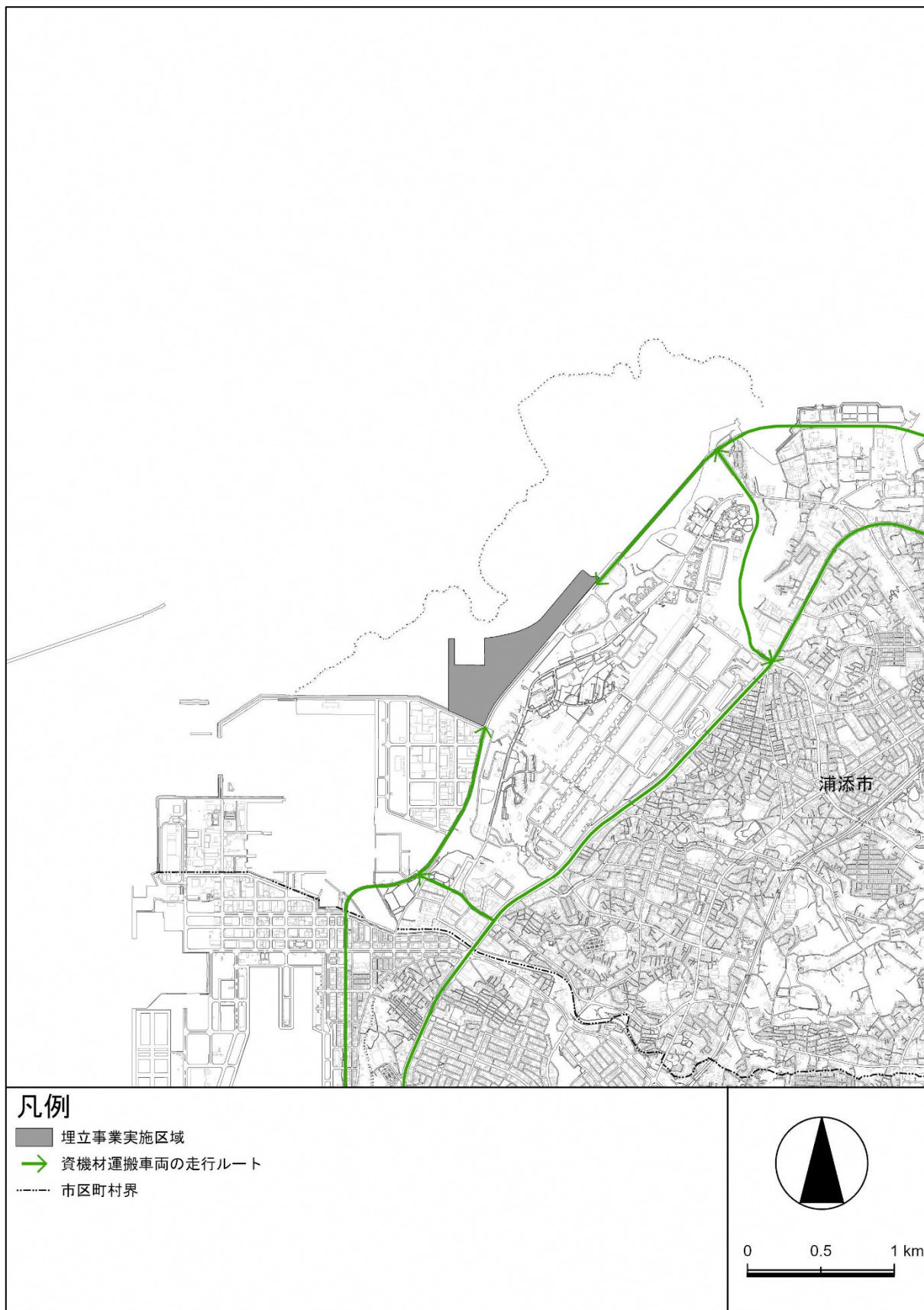


図 2.2.4 資機材運搬車両の走行ルート

(3) 埋立土量及び浚渫・床掘土量

埋立土量及び浚渫・床掘土量については、以下のとおりである。

表 2.2.5 埋立土量 (案)

土地利用	面積 (ha)	合計 (万 m ³)
交流厚生用地	18.7	82
交通機能用地	3.8	17
交流厚生用地 (マリーナ用地)	2.9	13
緑地	5.1	15
交通機能用地 (臨港道路浦添 4 号線)	1.5	7
公共用地	0.2	1
合計	32.2	135

表 2.2.6 浚渫・床掘土量 (案)

土地利用	面積 (ha)	合計 (万 m ³)
マリーナ泊地	4.6	25
マリーナ航路	0.3	2
合計	4.9	27

2.2.5 対象事業計画の検討経緯（港湾計画）

那覇港港湾計画の変更に係る主な経緯を以下に示すとともに、浦添ふ頭地区に関する計画変更の変遷を図 2.2.5 に、現在の港湾計画図を図 2.2.6 に示す。

(1) 昭和 63 年 2 月改訂

那覇港港湾計画は、昭和 49 年に港湾取扱貨物量を 740 万トン（外貿 60 万トン、内貿 680 万トン）として策定され、昭和 63 年 2 月には、港湾取扱貨物量を 1,240 万トン（外貿 160 万トン、内貿 1,080 万トン）として改訂を行った。

(2) 平成 15 年 3 月改訂

沖縄振興計画に基づき、国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾として、平成 20 年代後半を目標年次とする港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂した。

本計画改訂では、緑地や港湾関連用地が縮小し、当該海域における生態系の構成要素として重要なサンゴ類、海藻草類の生息・生育環境の改変をできる限り回避・低減することができた。

(3) 平成 22 年 3 月一部変更

背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する市民の要請に対応するため、浦添ふ頭地区の土地造成及び土地利用計画を変更した。主な変更内容は以下のとおりである。

- 臨港道路浦添線 2.5km の内、北側約 1km を橋梁に変更。
- 北緑地は、土地造成を行わず、自然海岸線を残存。
- 都市機能用地を牧港補給地区跡地に求めることで、埋立面積を縮小。
- 自然的環境を保全する区域の拡大。

(4) 令和 5 年 3 月改訂

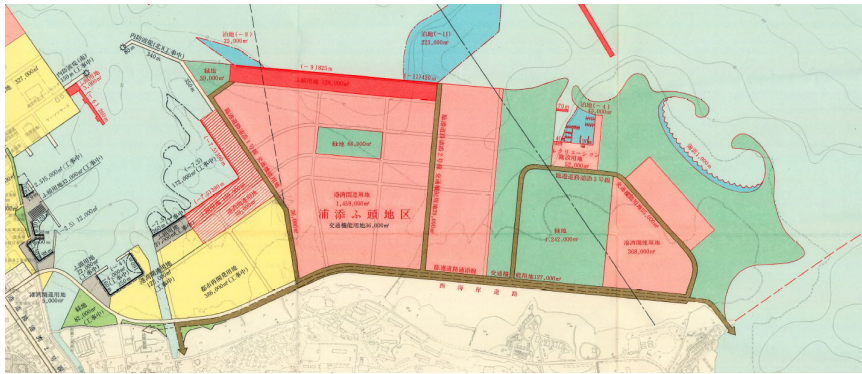
世界水準の観光リゾート地を形成するため、交流・賑わい空間を創出することを目的とし、令和 3 年 3 月 26 日に開催された那覇港管理組合構成団体調整会議において、「浦添ふ頭地区における民港の形状案」が合意された。

令和 4 年 4 月には、概ね 20～30 年先の長期的なビジョンを示した「那覇港長期構想」が策定され、令和 5 年 3 月に港湾計画が改訂された。

本事業においては、埋立面積の更なる縮小を図り、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに牧港補給地区跡地との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含み交流・賑わい空間の整備を計画している。

なお、浦添ふ頭地区においては、各ふ頭間の円滑な交通を確保する那覇港臨港交通ネットワークの幹線道路となる臨港道路（浦添線）とその背後の都市機能用地及び緑地等の整備を行い、平成 22 年 12 月に埋立竣工している。

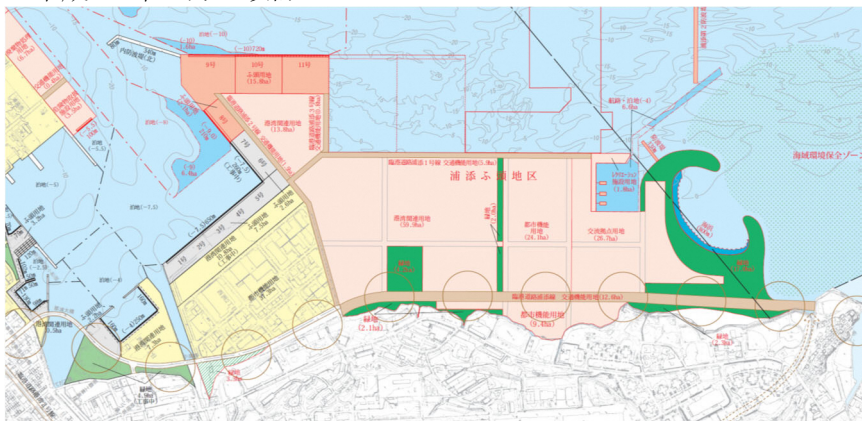
<昭和 63 年 2 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 23ha
 港湾関連用地 201ha
 交流厚生用地 5ha
 都市機能用地 39ha
 交通機能用地 25ha
 緑地 135ha
 海浜 1000m
 公共用地 -

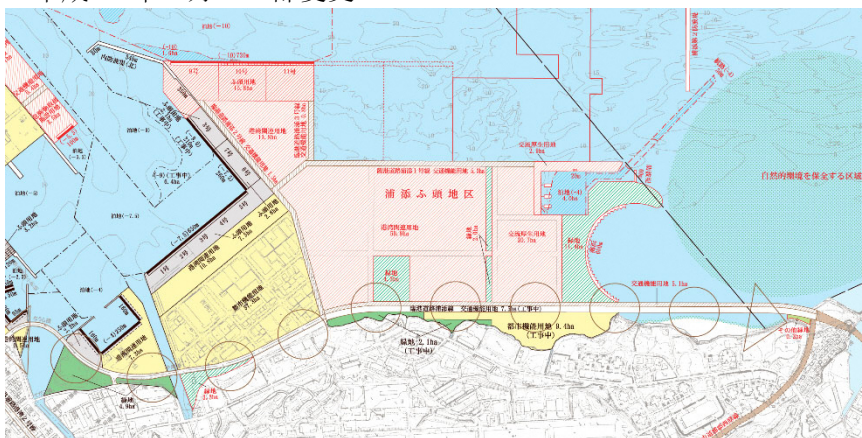
<平成 15 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 23⇒18ha
 港湾関連用地 201⇒74ha
 交流厚生用地 5⇒27ha
 都市機能用地 39⇒34ha
 交通機能用地 25⇒20ha
 緑地 135⇒36ha
 海浜 1000⇒800m
 公共用地 -

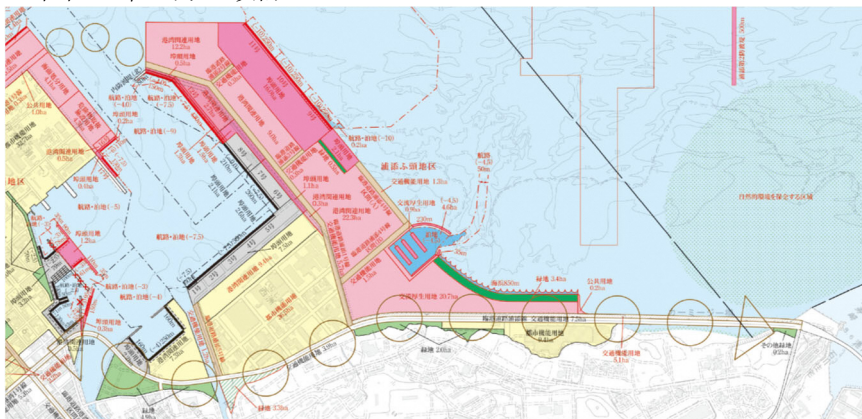
<平成 22 年 3 月 一部変更>



《変更内容》

ふ頭用地 18⇒30ha
 港湾関連用地 74⇒92ha
 交流厚生用地 27⇒24ha
 都市機能用地 34⇒47ha
 交通機能用地 20⇒24ha
 緑地 36⇒28ha
 海浜 800⇒600m
 公共用地 -

<令和 5 年 3 月 改訂>



《変更内容》

ふ頭用地 30⇒37ha
 港湾関連用地 92⇒63ha
 交流厚生用地 24⇒22ha
 都市機能用地 47⇒46ha
 交通機能用地 24⇒27ha
 緑地 28⇒14ha
 海浜 600⇒850m
 公共用地 -⇒0.2ha

図 2.2.5 那覇港浦添ふ頭地区における計画変更の変遷

2.3 その他の対象事業の内容に関する事項

2.3.1 環境保全に係る基本的な考え方

(1) 平成15年時における港湾計画段階

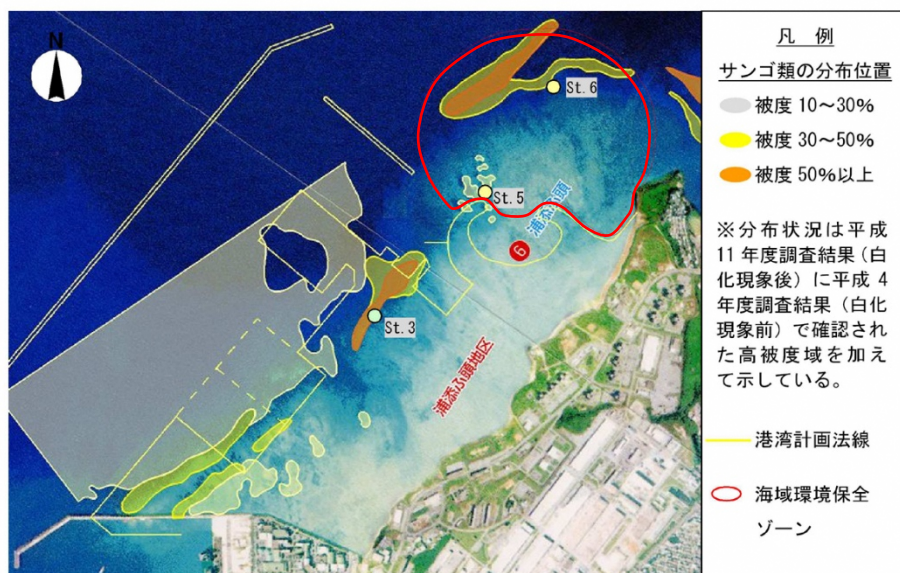
浦添ふ頭地区には生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ場）、干潟が分布するほか、希少種のカサノリやホソエガサも分布しており、大都市部に隣接してこれら自然資源が生息・生育することが注目されている。

サンゴ類、海藻草類（アマモ場）及び干潟は、浦添ふ頭北寄りの海域に主たる分布域があることから、この海域での地形改変をできる限り回避・低減させるため、埋立規模の縮小を図ることとした。

また、自然環境の保全・修復並びに活用を図る観点から、浦添ふ頭地区北側に「海域環境保全ゾーン」を設けることとした（図 2.3.1）。そして、浦添ふ頭地区における港湾計画の各種事業実施に伴って、やむを得ず消失する海域に分布する主たるサンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物については、同ゾーンでの生息・生育場の創造・整備に活用することを検討する方針とした。

＜「海域環境保全ゾーン」のコンセプト＞

- ①良好な保全・管理により自然環境の質的向上を図る。
- ②生態系に関する学習・観察の場としての活用を図る。
- ③サンゴ類、海藻草類やその他の潮間帯生物の生息・生育場の積極的創造を目的とした実験研究の場を設ける。



出典：「那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル」（平成18年3月、那覇港管理組合）

図 2.3.1 海域環境保全ゾーン（サンゴ類の分布位置）

(2) 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に係る変更事項

本事業の背後で行われた「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」においては、平成 18 年 5 月に牧港補給地区返還合意という社会情勢の変化を受け、環境影響評価手続きでの検討において計画の見直しが行われた。その結果、埋立面積は、方法書段階での約 25.1ha から、準備書では約 22.2ha へ、評価書では約 18.3ha へ縮小された。

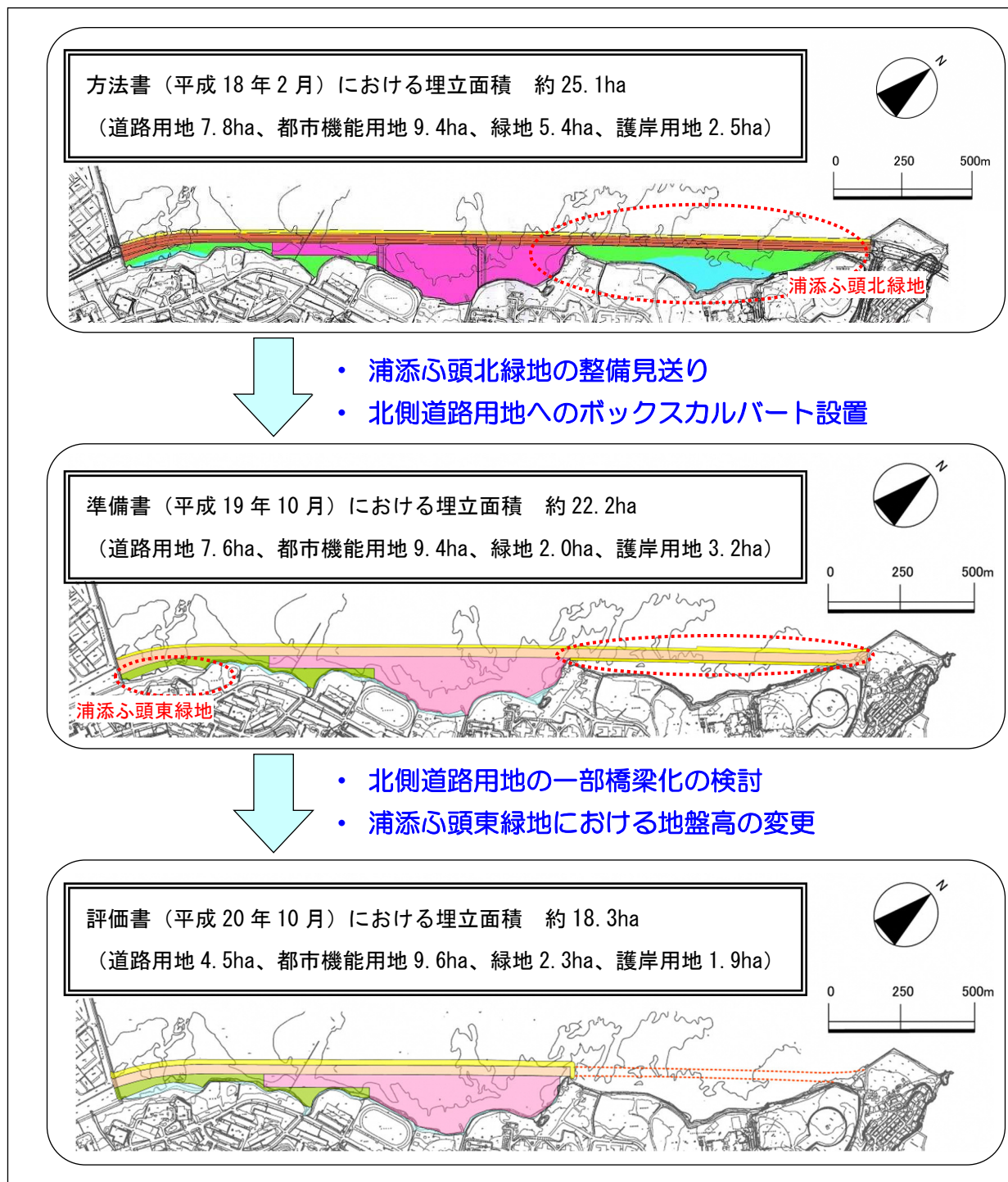


図 2.3.2 事業規模縮小の経緯

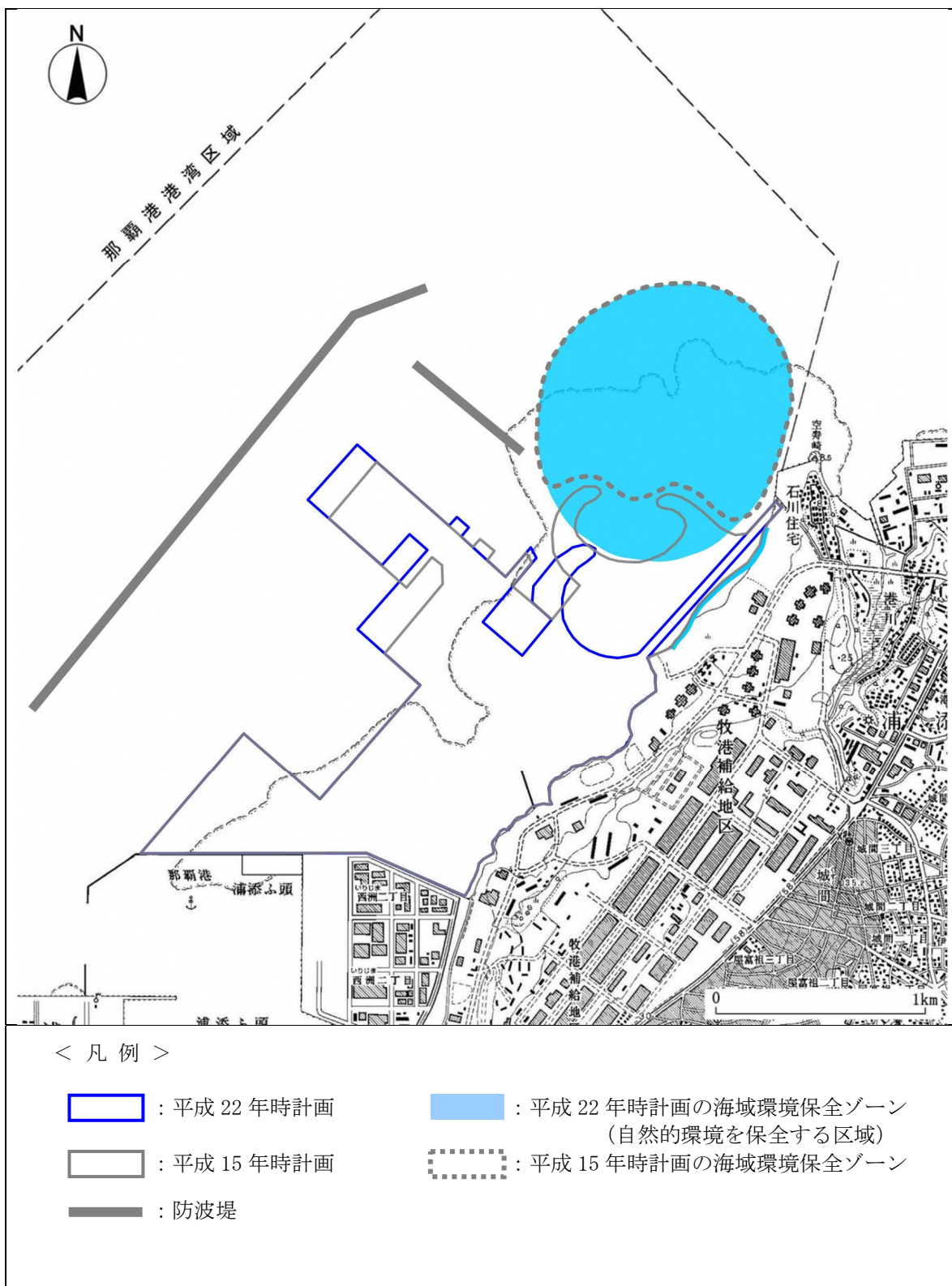
(3) 平成 22 年時における港湾計画一部変更段階

「那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業」における事業計画の変更も踏まえ、背後地の土地利用計画に対応するとともに、自然海浜及び干潟の保全に対する要請に対応するため、浦添ふ頭地区のマリーナ計画、港湾環境整備計画、並びに土地造成及び土地利用計画を変更した。

浦添ふ頭地区においては、生態系の構成要素として特に重要なサンゴ類、海藻草類（アマモ類）、干潟が分布しているとともに、重要な種であるカサノリやホソエガサが、リーフ内浅海域の岩盤上の砂質底域に分布していることが確認されていた。当該変更計画においては、都市機能用地及び港湾環境整備施設計画等の規模を変更することで埋立面積が約 42ha 縮小され、それらが優勢して分布する北側海域が残存する範囲が拡大した。さらに、生物の生育・生息環境の保全に努めるため、前項に示す事業の変更を受け、浦添北緑地の埋立てをとりやめ、その前面の臨港道路浦添線については、一部橋梁化した。以上に伴い、「海域環境保全ゾーン（「自然的環境を保全する区域」に名称変更）」がより拡大し、海生生物の生育環境の保全、創造、管理がより適正になされ、海生生物への影響の低減が図られるものと考えられた（図 2.3.3）。

(4) 令和 5 年 3 月における港湾計画改訂段階

浦添ふ頭地区においては、今回計画の埋立てにより、サンゴ類、海藻草類、干潟の分布域が減少するものの、既定計画に対して今回計画では、埋立面積が約 35ha 縮小する。さらに、北側海域には、自然環境の保全、再生、創出を図る「自然的環境を保全する区域」を引き続き設定し適切に保全していくこととしている。



出典：「港湾計画資料―一部変更―」（平成 22 年 3 月、那覇港港湾管理者）

図 2.3.3 平成 22 年時と平成 15 年時における海域環境保全ゾーンの比較

2.3.2 牧港補給地区跡地利用計画

(1) 返還合意の経緯

浦添市の牧港補給地区（キャンプ・キンザー）は、平成17年に行われた日米安全保障協議委員会の中で、「嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還が可能」と明記されたことにより、返還の可能性が指摘された。

その後、平成18年に公表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」とされ、候補施設の1つに本地区の全面返還が明記された。

更に、平成25年に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、段階的な返還について記載された。倉庫地区の大半を含む部分（約129ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2025年度又はその後に返還可能とされ、残余の部分（約142ha）については、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きが完了し、海兵隊の国外移転完了後、2024年度又はその後に返還可能と明記された。

(2) 調査経緯

返還合意の動向を受け、浦添市では、表 2.3.1 に示す調査を実施してきた。これらの検討を踏まえた、跡地利用計画（素案）は、図 2.3.4 に示すとおりである。

表 2.3.1 跡地利用に関する調査経緯

年度	検討内容
平成17年度	「跡地利用基本計画基礎調査」を実施し、跡地利用に向けた課題と基本的な方向性を明らかにした。
平成18年度	跡地利用の戦略プランを作成し、第1ステージとして平成21年度までを「構想策定」、第2ステージとして平成23年度までを「基本計画策定」と位置付けた。
平成21年度	「牧港補給地区跡地利用基本構想（案）」を策定した。
平成24年度	「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。
令和3年度	周辺状況の変化を踏まえ、牧港補給地区跡地利用計画の策定に着手した。また、地主会の若手組織であるチームまきほ21から、牧港補給地区跡地利用計画に対する提言書が浦添市長あてに提出される。
令和4年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）を策定した。
令和5年度	牧港補給地区跡地利用計画（素案）について、地元説明会及びパブリックコメントを実施した。これらの意見を踏まえ、年度内での計画策定を目指す。

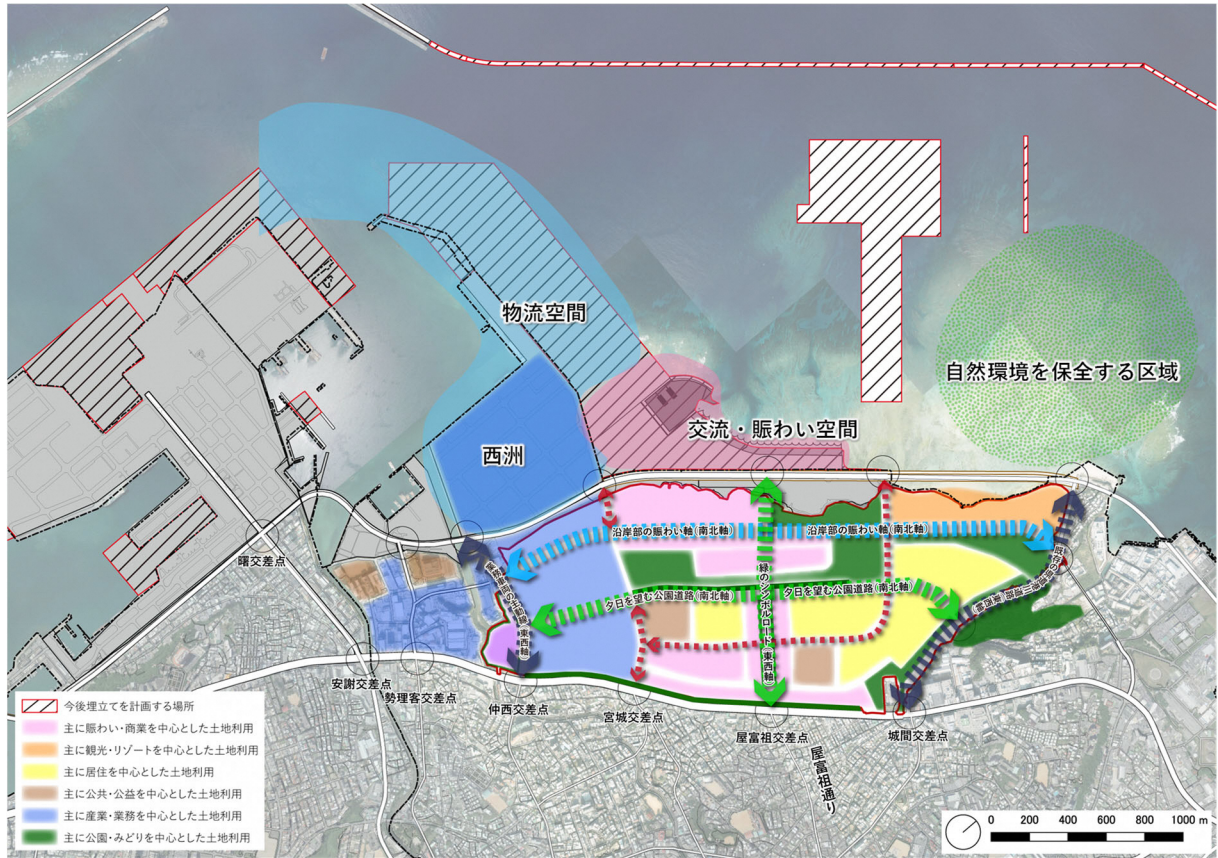


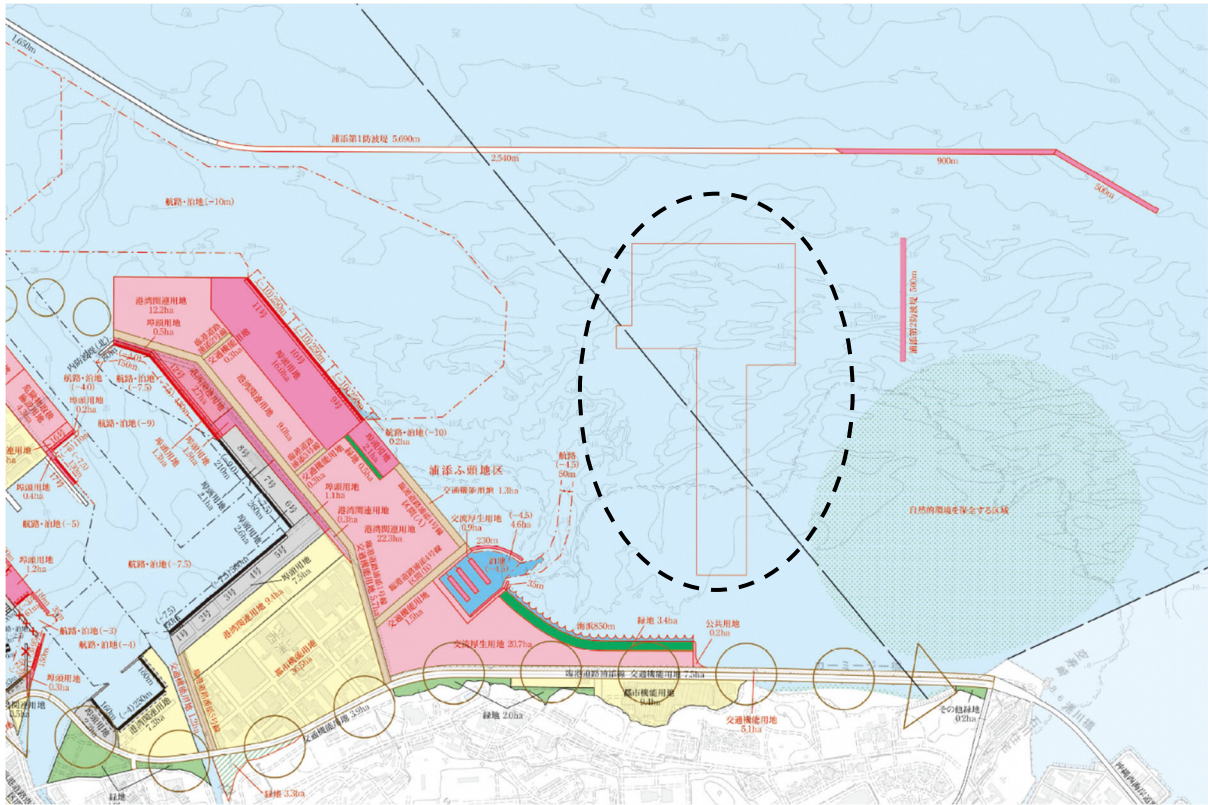
図 2.3.4 牧港補給地区跡地利用計画（素案）

2.3.3 那覇港湾施設の移設に関する経緯について

那覇港湾施設の移設に関する経緯については、表 2.3.2 に示すとおりである。

表 2.3.2 那覇港湾施設の移設に関する経緯

昭和 49 年 1 月	第 15 回日米安全保障協議委員会において、移設条件付で全面返還されることが了承。
平成 7 年 5 月	日米合同委員会において、約 35ha の代替施設が那覇港浦添ふ頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約 57ha）の全部及び牧港補給地区に隣接する約 50m の制限水域の全部を返還することが合意。
平成 8 年 12 月	SACO 最終報告において、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設と関連して、那覇港湾施設（約 57ha）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することを確認。
平成 13 年 11 月	移設先の浦添市長が受入れを表明。 関係省庁と関係自治体等を構成員とする「那覇港湾施設移設に関する協議会」等を設置。
平成 15 年 3 月	那覇港港湾計画の改訂において、参考として、浦添ふ頭地区（約 35ha）への移設位置等を港湾計画図に記載。
平成 15 年 7 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の改訂を踏まえた代替施設の位置及び形状について合意。
平成 19 年 12 月	平成 18 年 5 月の日米ロードマップにおいて、那覇港湾施設について「浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」、及び牧港補給地区について「全面返還」とされたことを踏まえ、日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設（約 49ha）の位置及び形状等について合意。
平成 23 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、代替施設の周辺の形状について合意。
平成 25 年 4 月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、那覇港湾施設は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」に区分。
令和 4 年 10 月	第 29 回那覇港湾施設移設に関する協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認。また、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることを確認。
令和 5 年 4 月	日米合同委員会において、那覇港港湾計画の変更に伴い、那覇港湾施設代替施設の位置及び形状とマスタープランについて合意。



出典：「那覇港湾計画図」（令和5年3月改訂）

図 2.3.5 那覇港湾施設の移設位置